決　算　報　告　書

第 2 期

自　平成30年　4月　1日

至　平成31年　3月31日

八王子市民のための医療と介護連携協議会

東京都八王子市本町１３番２号

貸　借　対　照　表

八王子市民のための医療と介護連携協議会

［税込］（単位：円）

平成31年 3月31日 現在

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		流動負債合計	0
普通　預金	620,428	**負債合計**	0
現金・預金 計	620,428	**正　味　財　産　の　部**	
流動資産合計	620,428	前期繰越正味財産	1,858,255
		当期正味財産増減額	△1,237,827
		正味財産合計	620,428
資産合計	620,428	**負債及び正味財産合計**	620,428

財　産　目　録

八王子市民のための医療と介護連携協議会

［税込］（単位：円）

平成31年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
普通　預金	620,428		
三菱UFJ銀行	(620,428)		
現金・預金 計	620,428		
流動資産合計		620,428	
資産合計			620,428

《負債の部》

【流動負債】			
流動負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			620,428

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

八王子市民のための医療と介護連携協議会　　自 平成30年 4月 1日　至 平成31年 3月31日

【経常収益】			
【その他収益】			
受取　利息	11		
雑　収　益	216,000	216,011	
経常収益　計			216,011
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
会　議　費(事業)	736,050		
通信運搬費(事業)	675,302		
消耗品　費(事業)	5,206		
賃　借　料(事業)	36,200		
その他経費計	1,452,758		
事業費　計		1,452,758	
【管理費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
支払手数料	1,080		
その他経費計	1,080		
管理費　計		1,080	
経常費用　計			1,453,838
当期経常増減額			△1,237,827
【経常外収益】			
経常外収益　計			0
【経常外費用】			
経常外費用　計			0
税引前当期正味財産増減額			△1,237,827
当期正味財産増減額			△1,237,827
前期繰越正味財産額			1,858,255
次期繰越正味財産額			620,428

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

八王子市民のための医療と介護連携協議会　　［税込］（単位：円）

自 平成30年 4月 1日　至 平成31年 3月31日

【経常収益】		
【その他収益】		
受取　利息	11	
雑　収　益	216,000	
経常収益　計		216,011
【経常費用】		
【事業費】		
（人件費）		
人件費計	0	
（その他経費）		
会　議　費(事業)	736,050	
通信運搬費(事業)	675,302	
消耗品　費(事業)	5,206	
賃　借　料(事業)	36,200	
その他経費計	1,452,758	
事業費　計		1,452,758
【管理費】		
（人件費）		
人件費計	0	
（その他経費）		
支払手数料	1,080	
その他経費計	1,080	
管理費　計		1,080
経常費用　計		1,453,838
当期経常増減額		△1,237,827
【経常外収益】		
経常外収益　計		0
【経常外費用】		
経常外費用　計		0
税引前当期正味財産増減額		△1,237,827
当期正味財産増減額		△1,237,827
前期繰越正味財産額		1,858,255
次期繰越正味財産額		620,428

監事監査報告書

特定非営利活動法人
八王子市民のための医療と介護連携協議会
理事長 孫田　誠三 殿

令和元年 5 月 13 日
特定非営利活動法人
八王子市民のための医療と介護連携協議会
監事　　川　上　楼　徳　　㊞

私は、平成 30 年 4 月 1 日 から平 31 年 3 月 31 日 までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

(1)会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。

(2)業務監査について、月次の報告書を確認し、又理事から業務の報告を聴取し、関係書類の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

(1)活動(収支)計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示しているものと認める。

(2)事業報告書の内容は真実であると認める。

(3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以 上